

16 番 繁昌 誠吾 議員

1 都市計画について

- (1) 令和7年度より課税区域を用途地域及び公共下水道整備区域に縮減することにより、年間約2億円の都市計画税の減収が見込まれている。市（行政）は資産価値の維持・向上や利便性を「受益」と位置付けているが、税を負担する市民に対し、その恩恵をどのように実感してもらい、納得感のある周知を図っていく方針なのか疑問が残る。このような状況下において、事業費が30億円を超えると予想される都市計画道路文化線の整備に対しては、多くの市民から根強い不安の声が寄せられ続けている。

そこで、以下の点について見解を示されたい。

- ① 現状、これからも続く下水道起債の償還が進み、大型の都市計画事業が一巡する将来においては、現行税率の引き下げや都市計画税制度そのものの見直しを視野に入れているのか、見解を示されたい。また、下水道区域と用途地域では、市民が得る「受益」や「恩恵」に不公平感が生じると考えられるが、この点について市の見解を示されたい。
- ② 下水道整備区域内であっても、実際には下水道へ接続していない世帯が3割存在する。下水道を利用していないにもかかわらず課税される住民に対し、どのような形で課税の公平性を保つお考えか、見解を示されたい。
- また、下水道整備区域内と区域外とでは施工に対する補助金の支給状況に差があり、市民から「不公平である」「話が違う」といった不満や懸念の声が寄せられている。
- 本件に関して、令和5年12月定例会において「検討する」との答弁があったが、その後の検討状況及び現在の市としての見解を示されたい。
- ③ 以前開催された地元説明会において、「既存の保健センターからの道路を綺麗に整備すれば十分でないか」との意見が住民より出された。これに対し、既存道路の拡張・改良で代替した場合と、今回の事業計画とのコスト及び整備効果の比較検証は行われたか。検証が行われているのであれば、その具体的な内容を示されたい。

- ④ 前回の6月定例会において、市長は文化線の必要性を問われた際、「今このタイミングでどうのこうのという議論ではなく、長いストックの中での取組であることを認識すると、しっかりとした手続を踏んできたものを、現時点で大きく廃止等することは考えづらい」旨の答弁をされた。

この「決定済みの手続であること」を重視する答弁に対し、市民からは「事業の公益性や必要性そのものよりも、事業の継続・承継（前例踏襲）が優先されているように聞こえる」との強い懸念の声が寄せられている。そこで、本事業の「公益性」及び「必要性」について、市長御自身の現在の明確な認識と見解を示されたい。

- ⑤ 前回の6月定例会において、「各種目的基金をしっかりと積み上げており、現在の市の財政は健全な状況にある」旨の答弁があった。前市長時代からの実質黒字等によって200億円を超える基金が積み上がってきた経緯は認識しているが、一方で、市民や各種団体からの切実な要望に対しては「予算がない」を理由に見送られ、市民生活の向上が十分に図られていない現状にあると考える。

財政が健全であると主張するのであれば、今あるインフラの維持・修繕など、市民生活に直結する必要な事業に優先して予算を分配すべきと考えるが、市長の見解を示されたい。

2 鹿屋市交流センター湯遊ランドあいらについて

- (1) 本定例会初日に、湯遊ランドあいらの今後の指定管理料について報告がなされた。今回の質問は、指定管理者の経営状況を批判するものでも、必要な支援を一律に否定するものではない。しかし、817万8,394円という貴重な公金を追加支出する以上、「その算定根拠が客観的であるか」「市の負担とすべき明確な因果関係があるか」が確認できなければ、議会として責任を持って議決することはできない。そこで、以下、追加補償額の妥当性について答弁を求める。

- ① 「市が設定した基準値と実績値の乖離」を理由とする追加補償を今回認めれば、今後他の市有指定管理施設においても同様の差額補償請求が発生した際、すべて市が補償に応じるという決定的な「前例」となる。これは今後の鹿屋市の指定管理制度全体に影響を及ぼすと考えるが、市長の認識を示されたい。

- ② 市は、重油の超過分 29,760 L（全額 3,373,594 円）及びチップの超過分 208 t（全額 4,804,800 円）について、実績と基準の差額「100%」を市負担として算定している。この差額の全量が「100%市の積算不足のみ」に起因し、指定管理者側の管理・運用上の非がゼロであると特定した客観的・数量的な根拠を示されたい。
- ③ チップボイラーの故障期間はいつからいつまでだったのか。また、故障によって増加した重油使用量は何リットルと算定しているのか。
- ④ 市民や利用者から「湯温が高すぎて入れない」といった声や、不適切な温度管理による燃料過剰消費の懸念が指摘されている。公衆浴場法に基づく自動温度制御システムが正常稼働していたとのことだが、専門家による現地設備調査や実際の湯温データの第三者検証は実施したのか、実施したのであれば、結果を示されたい。
- ⑤ 指定管理料の基準額算定における人件費の扱いについて、関連会社や障害者福祉施設（B型就労等）への再委託・雇用形態が適正な単価・人員配置で行われているか、監査・調査を実施した実績はあるか。また、赤字額の根拠として、指定管理全体の経費を示すべきだと考えるが、今後公表する考えはあるか、見解を示されたい。
- ⑥ 現在、提案されている 8,178,394 円という公金を追認・支出するためには、「原積算根拠 → 実際の全体経費 → 差額の原因分析 → 市の帰責割合 → 補償対象数量の特定」という一本筋の通った立証資料が不可欠である。市長は、現在議会に提出している資料だけで市民や議会に対し完全な説明責任を果たせていると考えているのか、見解を示されたい。